令和５年７月

水田活用の直接支払交付金の申請者　様

５年間に一度も水張りが行われていない農地の取扱いについて

現在、５年間に一度も水張りが行われていない農地については水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されることとなっています。【裏面参照：５年水張りルール】

５年水張りルールにおける「１か月以上の湛水管理」についての確認方法等について、下記のとおり定めましたのでお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることを御承知おきください。

１　湛水管理の確認方法

①現地確認

・**湛水管理の実施期間をFAXまたは電子メール等でお知らせください。その際、氏名、ほ場地名地番、湛水期間を必ず御記載ください。**

・お知らせいただいた後、事務局が当該ほ場の現地確認に伺います。

②写真・作業日誌

・**湛水管理をしたことが分かる写真、作業日誌を作成してください。**

・写真は１筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の**２回撮影**してください。

・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写りこむように撮影してください。

２　湛水管理の注意点

①水深等の基準

・水稲作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。

②水張りの期間

・水張り時期には、具体的な指定はありません。

・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として１か月以上することとしています。

③部分的な水張りについて

・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。

ほ場の特性などから、水を張るとその後の畑作で大幅な収量減が懸念される場合は、支援を受け続けることと、畑作を固定化することのメリットをよく比較し、より高い収益を維持できる方を選びましょう。

米原市農業再生協議会事務局（米原市農政商工課）TEL:0749-53-5141
FAX:0749-53-5139　Mail:nosei@city.maibara.lg.jp

【参　考】

令和３年秋以降の方針と具体化したルール（５年水張りルール）

令和９年度以降、過去５年間連続して水稲の作付けが行われていない農地は交付対象水田の範囲から除く

（経営所得安定対策等実施要綱（別紙１）より抜粋）

※以下に該当する場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

①災害復旧事業の対象で、水稲の作付けが困難であることが確認できる場合

②農業基盤整備事業等の対象で、水稲の作付けが困難であることが確認できる場合

（1）見直しの目的

①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す

②水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す

（2）交付対象水田の範囲から除くとは

5年間に一度も水張りが行われていない農地は当該交付金の交付対象となりません。

（3）水張りの考え方

水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

①湛水管理を1か月以上行う　【表面チラシはこちらの確認です。】

②連作障害による収量低下が発生していない